

# 首里城公園における持込みイベント等の対応について

伊佐 真幸<sup>1</sup>・新里 知恵子<sup>1</sup>

<sup>1</sup>国営沖縄記念公園事務所 首里出張所（〒903-0812 沖縄県那覇市首里当蔵町3丁目1番地）

国営沖縄記念公園（首里城地区）は年間約200万人を超える来園者があり、公園を利用する目的は多種多様である。中でもロケーションは観光等一般の利用とは異なる形態であることから、その利用には他の利用者や公園施設への影響を及ぼさないよう制約を課すこととなる。首里城公園で実際に行われた大規模撮影を事例に取り上げ、撮影を受け入れるにあたっての公園の管理運営上の問題点を整理、検証した。

キーワード 首里城公園、ロケーション、行為の許可

## 1. はじめに

国営沖縄記念公園は、沖縄国際海洋博覧会を記念し昭和51年に開園した「海洋博覧会地区」（以下「海洋博公園」）と、沖縄の本土復帰を記念し平成4年に開園した「首里城地区」（写真-1、以下「首里城公園」）からなる国営公園である。



写真-1 首里城公園（正殿）

平成22年度の来園者数は海洋博公園が約338万人、首里城公園が約200万人（図-1）、計約538万人を記録した。

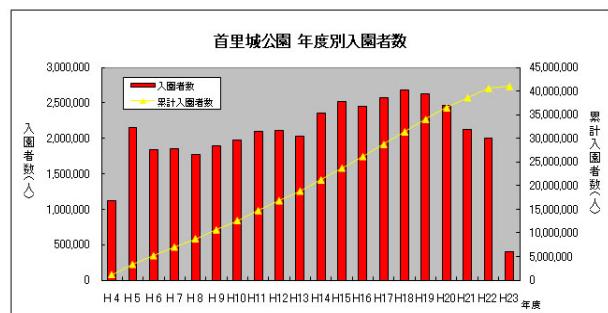


図-1 首里城公園 来園者の推移

海洋博公園と首里城公園は、沖縄の観光スポットとして県外はもちろん海外まで注目されており、両公園を目的として来県される観光客も非常に多い。また、県民にとっても余暇を過ごしたり、イベントに参加したりする場所として広く親しまれている。

また、首里城公園は、2000年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして世界遺産登録された。これを機に、当公園は琉球・沖縄文化を象徴的に発信する拠点的な役割を担っている。

ここでは、首里城公園が、観光施設だけではなく

琉球・沖縄の文化を象徴的に発信する拠点的な役割として、どのように当公園が利用運営をおこなってきたか、実際に行われたロケーション撮影を事例として取り上げ、その対応について紹介する。

## 2. 行為の許可について

### (1) 公園の利用目的

当公園の利用目的は、そのほとんどが観光や余暇利用であるが、それ以外の目的として首里城正殿、城郭、各門等復元された公園施設の撮影を目的としているものも多い。

首里城は先にも述べたように、沖縄の観光スポットとして、また、琉球・沖縄文化の象徴として、県内外さらには海外にまで幅広く、そのイメージは浸透している。特に、御庭から見る首里城正殿の姿は、「沖縄」の象徴そのものであり、沖縄を表現する上で欠かせない素材の一つとなっている。このことは、テレビや雑誌等各種メディアで沖縄が取り上げられる場合、必ずといっていいほど首里城の映像を目にする機会が多いということからも伺い知ることができる。(図-2)

また、沖縄を表現するだけではなく、例えば、正殿の朱の色、なめらかな曲線を描く城壁など首里城そのものが持つ景観の美しさを目的に撮影することもある。このように、首里城は沖縄を表現する素材として、あるいは美しい風景として様々な理由をもって撮影されている。



図-2 ガイドブックに掲載された首里城正殿

過去5ヶ年における当公園（国営区域）での撮影件数はH18年度146件、H19年度158件、H20年度166件、平成21年度149件、H22年度153件となっており、年平均約150件である。これは、2日ないしは3日に1件の割合で公園内にて撮影が行われていることになる。(図-2)

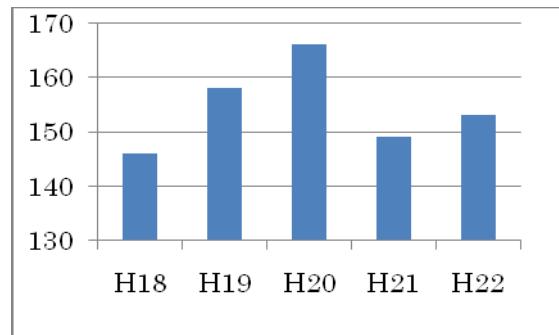


図-2 首里城公園（国営区域）の撮影件数

### (2) 撮影における都市公園法上の規定について

国営公園では都市公園法第12条及び同法施行令第19条の規定により、①物品を販売し、又は頒布すること、②競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること、③募金、署名運動その他これらに類する行為をすること、④ロケーションをすることを行う場合は公園管理者の許可（以下「行為の許可」）を受けなければならない。

また、国営沖縄記念公園独自の規定として、国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領

（以下「要領」）があり、行為について許可基準を定めている。（図-3）さらに、首里城公園独自のものとして撮影行為に関する許可基準について別途、規定している。（図-4）

上記規定（許可基準）に基づく撮影の許可にあたっては、(a)他の利用者に不便を生じさせるもの又は危害を加えるもの、(b)公園施設の損傷又は汚損により著しく安全性・快適性を損なうもの、(c)個別の団体や個人のPRを目的とするもの、(d)公園のイメージを損なうもの、(e)公園利用上の誤解を与えるものについて問題がないかどうかがチェックポイントとなってくる。

第9条 法第12条第1項の規定及び本要領に基づく行為の許可申請に対し、次の各号に該当するものは許可しないものとする。	
一	営利を目的とした物品の販売又は頒布
二	公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
三	営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
四	公共性に欠ける募金又は署名運動
五	公園利用又は公園管理に係わりのない調査
六	他の利用者に不便を生じさせる又は危害を加えるもの
七	事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
八	次の一に該当し著しく公園利用の安全性・快適性を損なうもの イ 公園施設の損傷又は汚損 ロ 公園の風致又は美観の侵害
九	個別の団体や個人のPRを目的とするもの
十	休園日又は開園・閉館時間外の利用（ただし、ロケーションの場合で公園のPR効果が高いと認められるものを除く）
十一	前各号に定めるもののほか、事務所長が公園の利用若しくは管理上又は公園の設置の目的等から実施することが不適当と認めるもの

図-3 行為の許可基準

別紙2（第5条、第6条関係）	
首里城地区における撮影行為に関する事項	
(許可を要しない行為)	
1. 以下の行為は事前の許可を要しない。	
(1) 修学旅行の団体写真撮影	
(許可基準)	
2. 撮影行為の許可申請に関して、原則として次の各号に該当するものは許可しないものとする。なお「撮影」とは写真撮影及びロケーションをいう。	
(1) 公園のイメージを損なうもの	
(2) 公園利用上の誤解を与えるもの	
(3) 著ぐるみ、着装等での撮影行為及び、パフォーマンス（早食い大会・鬼ごっこ等）の伴う撮影	
(4) クレーン等の大掛かりな機材を使用するもの	
(5) 正殿内部及び書院内部において、撮影時間が閉館時刻から1時間以内で終わらないもの	
(許可条件)	
3. 撮影行為の許可にあたっては、次の条件を付するものとする。	
(1) 正殿内部において、施設に損傷を与える恐れがあるため、機材（カメラ、照明、音声器具等）は別添図の位置に三脚固定し、転倒しても柱や壁等に接触しない高さとすること。また、漆は照明の熱により影響を受けるため許可された撮影時間を厳守すること。	
(2) 書院内部において、施設に損傷を与える恐れがあるため、カメラ等の移動を伴う撮影はしないこと。	

図-4 首里城地区における許可基準

### 3. 事例

#### (1) ドラマ「テンペスト」撮影について

琉球王朝時代の王宮・首里城を舞台とした人気小説がドラマ化されるにあたり、そのロケーションが4月9日から17日までの9日間にわたって行われた。

スタッフ、出演者、エキストラ等延べ1,000人に上るロケは開園以来初めてのものであった。撮影の許可判断、実施にあたっては、「他の利用者の安全、利便性を確実に確保すること」および「公園施設を損傷しないこと」の2点について問題がないか重点的に確認していくこととなった。

許可基準では、撮影も公園利用の一環であることから、原則、開園時間中に行うこととなっている。しかし、特例としてロケーションの場合で公園のPR効果が高いものについては、開園時間外の利用も認めている。

今回のテンペストについては、ロケであること、全国放送でありPR効果が高いと認められること、クレーン、レール等大型機材を用いること等から撮影は開園時間外に行うこととした。しかしながら、撮影時に太陽光が必要であり日の出から開園前の時間帯では撮影が終わらない等やむを得ない場合については、開園時間の実施も認めることとした。

このように、撮影の時間帯は、開園前（早朝6時半～8時）、開園中（8時～19時半）、閉園後（19時半～深夜）の3つの区分に分けて行われることとなった。撮影を実施するにあたっての公園管理・運営上の問題点の具体的な対応については、この3つの時間帯ごとに整理していくこととした。なお、正殿等建物内部の撮影については、すべて開園時間外に実施した。

##### a) 来園者の安全・利便性の確保について

撮影を行う上で特に注意を払ったのが、他の来園者の安全・利便性の確保である。

ドラマの時代背景が琉球王朝時代ということから、申請者から園内の各所に設置している現代物（手すり、案内版、スタンプ台（スタンプラリー用）等）を一時撤去をしたいという要望があった。

公園の設置物は公園利用上必要なものであり、撤去することにより一般来園者の安全が確保できない、不便が生じる可能性があることから撤去の判断には慎重を期した。

原則、開園時間外で撤去から復旧までの作業がすべて完了するもの、確実に現状復旧ができるものについては撤去を認めた。

開園時間中の撮影に伴う移動・撤去については、設置物の利用形態などから個別に判断した。スタンプ台は利用者が多いことから撤去は認めず、利用者、撮影双方に影響のない場所に移動すること、案内版はスタッフによる誘導で利便性を確保した。手すりについては、利用者の安全に直結することからいくつかの条件を付した。まず、確実かつ速やかに現状復旧を行うことが撤去の前提条件となるため、専門業者により復旧ができるかどうか事前チェックを行った。また、手すりが撤去されている間は警備員を配置し、利用者へ補助・注意喚起を行うことで利用者の安全確保に努めた。

(写真-2)



写真-2 手すり撤去前



写真-3 手すり撤去後

また、事前チェックにより現状復旧が困難と判断されたもの、来園者が多く利用する主要動線上にあるも

のについては撤去せず、目隠しで対応した。



写真-4 主要動線上の手すり（目隠し前）



写真-5 主要動線上の手すり（目隠し後）

今回のロケで最も調整に難航したものが正殿前の御庭で行われた琉球王朝時代の儀式を再現した大規模撮影であった。撮影はシーンの内容から、日中に行うことが必要であったため、開園時間外ではなく、開園時間中にを行うこととなった。御庭には正殿正面に高さ約6m、幅約5mの舞台装置のほか、テレビカメラ、レール、モニター、レフ板、照明等多くの機材が各所に配置されたこととなった。また、ロケ隊は約200名の出演者、エキストラ及び約60名のスタッフと総勢260名に上ることから、撮影当日はロケ隊と一般来園者が入り混じり、非常に混雑した状態の中でロケが行われることが予想された。

首里城に訪れる大部分の一般来園者は御庭を自由に見学し、正殿をバックに記念撮影を行う。そのため、御庭を舞台やロケ隊が長時間使用することは、来園者の利用を阻害するものであることから、許可にあたっては来園者の利便性を確保することが課題となった。

当初、ロケ隊と来園者の混雑を避けるため、一定箇所にロープを設置する方法も検討されたが、逆に来園者が自由に見学が出来なくなることから、あえてロープはせず、本番のカメラが回っていない間は正殿外観だけではなく、舞台やエキストラに近づくなど撮影現場の見学も可能とした（写真-6、7）。ただし、本番中は動線を制御し、

混雑により安全上動線確保が必要な場合はロープを設置する、また、通常行っている建物内部への誘導は適宜、実施した。



写真-6 正殿前（御庭）の撮影風景

※→は来園者の動線、○は写真スポット

また、記念撮影ができるよう正殿右側に写真スポットを設け積極的に誘導するとともに、スタッフによるシャッターサービスを実施することでサービスの低下防止に努めた。（写真-6）このように来園者の利用を最優先とすることで、苦情の発生を抑えることができた。



写真-7 自由に見学する来園者

#### b) 公園施設の保護について

撮影にあたっては、各種機材の持込みも多かった。機材により貴重な復元施設の損傷を防ぐため、機材を置く場合には、建物の内部、外部を問わず、ブルーシート、毛布等で養生をしてから置くよう指示した。（写真-8、9）



写真-8 線敷（瓦）の保護

建物内部の撮影については、機材により床面、柱等に傷が付いていないかどうか確認するため、申請者立会の下、事前・事後に搬入経路および設置場所のチェックを行った。



写真-9 正殿内部の床面の保護

クレーンを用いての撮影については、クレーンの転倒防止および路盤の保護のために、クレーン設置場所に鉄板を敷いて対応することとした。



写真-10 路盤の保護



写真-10 クレーンに照明を吊るした撮影

### c) 公園のイメージの確保について

首里城の復元整備の意義としては「貴重な県民文化遺産の回復」、「歴史的風土探訪の場の形成」、「伝統技術の継承と発展」、「新たな県民文化の創出」が挙げられる。

特に、首里城の中心的な空間である正殿前の「御庭」においては、歴史的にみて琉球王朝時代の国際交流舞台であると共に、正殿前の厳肅性や神聖な空間であるという二面性を有することから、ここで実施されるイベント等の内容については厳選し、沖縄の正しい歴史や文化について国民に知らしめる必要がある。一方、首里城公園事業の基本方針の一つが、「将来に向かって歴史、文化の拠点となるよう多様な活用を図る。」とされており、これらを講じることも公園管理者の務めである。

ドラマ「テンペスト」はフィクションであり史実とは異なる脚色であったが、全体を通して琉球王朝時代の王宮を歴史的モチーフとしたものであり、その番組内容が首里城の持つイメージを損なうものではなく、ドラマ放映されることで、より多くの国民に琉球の歴史・文化を理解してもらうことができると判断した。一方で、御庭において雑踊り「花風」を演舞しているシーンを撮影したいという要望については、雑踊りが明治以降に生まれた庶民の生活を題材にした踊りであり、明らかに琉球王朝時代のものではないことから、御庭での演舞シーンが先に述べた要領の許可基準

「(d)公園のイメージに損なうもの」該当するかどうか判断する必要があった。これについては、有識者の意見も踏まえつつ、御庭が正殿前の厳肅性や神聖な空間を持つものであり、時代考証上も好ましくないこと、ドラマ放映後の影響等も考慮し、雑踊りではなく古典舞踊の「本花風」で実施することとし、公園のイメージ確保に努めた。



写真-9 御庭での古典舞踊の演舞

#### 4.まとめ

今回、首里城開園史上最大のロケは、多くの来園者の協力のもと、事故等なく無事完了することができた。これは、公園管理者にとっても貴重な経験であったとともに、首里城の歴史が一つ刻まれたといえる。

実際の撮影により発生する公園の管理運営上の問題点及び対応方法がより明確になり、許可の判断にあたっての具体的な確認項目を整理することができた。例えば、クレーンの使用（強風対策、転倒防止策）、来園者の通行止め（案内方法）、御庭の大型仮設物設置（事前の情報提供）などはその対策が必ずしも万全であったとはいえないことから、さらに対応方法を検証した上で、今後の公園管理に生かしていきたい。

今回のように、首里城での行為の許可による撮影は、一般来園者や施設への影響が大きくなるため、公園の管理運営に労力を要し、許可の判断も慎重になる。また、撮影内容によっては、先に述べた御庭での演舞のように首里城のもつ復元整備の意義や厳肅性といったイメージに合致するものであるかどうか、慎重に判断しなければならないものある。

しかしながら、公園内の撮影は許可行為ではあるが決して排除されるものではなく、撮影がおこなわれることにより、テレビ、雑誌、映画等様々な媒体を通じ、首里城が放映・広報され当公園のイメージアップと利用促進へと結びつくこととなる。

今後、インターネット動画や外国メディアなど撮影形態、撮影目的も多様化していくと考えられる。許可にあたっては個々個別の判断になるが、その都度、問題点を整理、検証することで、幅広く撮影を受け入れることが可能となり、そのことが多種多様な公園利用の推進となり、満足度の高い公園づくりへつながることになると考える。